

◆令和3年12月議会一般質問において提言した
迅速な避難所開設のための『キーボックス設置』が

令和4年度に予算化されました！！



令和4年3月16日23時36分頃、東北地方で震度6強の地震が発生しました。今回同様、深夜などに地震が発生した際には、現在避難所開設のために避難所近隣に住む避難所運営班が市民センターなどの地域防災拠点まで避難所の鍵を取りに行かなくてはなりません。さらに地域防災拠点の職員が到着しな

写真はイメージです。くては鍵を受領することができずに避難所開設までに大きなタイムロスが発生します。やっとの思いで避難してきて避難所が開いていなかったらどうでしょうか。質問を通して、迅速な避難所開設のために各避難所にキーボックスを設置すべきであると提言していたことが実現しました。

皆様の声がかたきになりました！



岸町三丁目地内
久保川河川改修に伴う久保川橋
の架け替えが完了しました。

並木地内
市道が傷んで凸凹になっていたので
補修を要望しました。



栗原みつはる プロフィール

昭和46年6月9日川越市岸町生まれ(50歳)、南古谷並木在住、8歳と5歳の娘の父

ひつじ幼稚園卒園、仙波小学校・砂中学校卒業	2017年1月	川越市議会議員に初当選
1990年3月 城北埼玉高等学校卒業	2017年9月	MK コンシスト(株)設立 取締役
1994年3月 立教大学経済学部経営学科卒業		デイサービスリーディング岸町・南古谷運営
1994年4月 カナダへ2年間語学留学		居宅介護支援事業所 リーディング運営
2001年5月 ワタミフードサービス(株)入社	2019年4月	川越市議会議員選挙当選(2期目)
営業部長まで務め経営・サービス業を学ぶ		文化教育常任委員会委員長、土地開発公社理事
2012年9月 ワタミの介護(株)へ転籍		医療問題協議会委員、社会福祉審議会委員
有料老人ホーム エリアマネジャー		所属団体：川越商業経営研究会、川越葵ライオンズクラブ
2014年12月 SKYケアサービス(株)設立 取締役		川越立教会、川越市倫理法人会、川越商工会議所青年部
2015年4月 川越市議会議員選挙に挑戦し、次点惜敗		川越法人会、岸町囃子連、南古谷歌謡サークル、KMC

ご意見・ご感想・皆様の声をお聞かせください！

南古谷事務所 〒350-0023 川越市並木77-8 携帯：090-6509-2419、 電話：049-235-8425

岸町事務所 〒350-1131 川越市岸町1-25-18 電話：049-247-7701

2022年4月発行

川越市議会議員(自由民主党川越市議団)

栗原みつはる議会報告

Vol.20～「介護・福祉の未来」を創る～



【一般質問】災害時の保育園等の対応

年明けからのオミクロン株の感染拡大によって、多くの幼稚園、小中学校、高校で学級閉鎖や学校休業などが実施され、仕事を休まざるを得ないと多くの保護者の方々からの声を聞きました。

一方、保育園では登園自粛要請はあるものの、休園となったといった話は身近なところでは聞いておりません。



それは教育施設である幼稚園と違い、保育園は保育に欠ける働く保護者に代わって子どもを預かる児童福祉施設であり、保護者が安心して就労できる環境を提供する必要があるため、関単には臨時休園にできないと私の家庭も共働きですから十分に理解しています。

しかし、台風や地震などの自然災害時における保育園等の対応はどうでしょうか。

近年は平成29年台風21号や令和元年東日本台風などその規模も大きくなり、甚大な被害が発生し、震度5を超える地震も頻発しているような状況です。

そのような際、子どもたちの命以上に最優先となるものはありません。にもかかわらず、保育園等は保育を継続することを求められておりますが、台風接近などの中で保育を継続することでより大きなリスクを伴うことも考えらるることから、災害時の保育園等の市の対応の課題や対策などについて提言しました。



まず質問を通して、約2年にわたるコロナ禍で保健所よりクラスター認定された市内民間保育園1園において4日間の休園があり、臨時休園等の具体的な基準は示されておらず、新型コロナウイルスが感染拡大している中であっても、感染対策を講じた上で、原則開所が求められていることを確認し、さらに自然災害についても確認しました。

Q：保育園等の開園中に大雨で避難指示等が発令された際などの現状の対応と、これまでに開園中に水害や地震などで指定避難所へ避難したことがあるのか？

A：公立保育園では、発令内容に応じて保護者に対し園児のお迎えの依頼や指定避難所への避難を行い、過去５年間で保育時間帯に指定避難所へ避難した事例はありません。

Q：水害ハザードマップなどで示されている浸水想定区域内にある保育園等の数、及び浸水想定区域内にある保育園等での災害時避難計画の作成状況は？

A：市内認可保育施設９９施設のうち、川越市地域防災計画記載の３４園が浸水想定区域内にあります。また浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で地域防災計画記載の施設は、避難確保計画の作成が義務付けられており、３４園のうち２８園において洪水時の避難確保計画を作成しております。

Q：園児登園前に大雨で避難指示が発令されている状況などで、本市の保育園等の臨時休園の基準を示したガイドラインはあるのか？

A：公立保育園では、臨時休園とする明確な基準はありませんが、登園前に避難指示等の発令が確認できる場合には、必要に応じて保護者へ登園の自粛を要請しております。

Q：県内他市の保育園等の臨時休園のガイドライン作成状況は？

A：国は令和２年度に、保育施設等の災害時における臨時休園等の実施基準に関する課題や考え方を示し、ガイドラインの作成を求めています。県内他市の作成状況は、県内４０市のうち、１５市が作成済みであり、ガイドラインにおいて、代替保育の設定を行っている市は、１５市のうち８市となっております。

ここで提言①！避難確保計画の早期策定を！



水害の危険がある浸水想定区域内には約３割の保育園等があり、そのうち６園が避難計画が策定されておらず、子どもたちや保育従事者の命を守るために早急な策定の働き掛けをするよう提言しました。

さらに現在本市では臨時休園とする明確な基準を示したガイドラインはなく、災害の発生が予想される中においても、新型コロナウイルスと同様に必要に応じて保護者へ登園自粛要請をしているとのことですが、大雨や大地震などの災害と新型コロナウイルスとの対応が同じでよいのかということについては疑問を感じざるをえません。

【ここがポイント①】

保護者の就労を守ることはもちろん大切なことですが、それ以上に子どもたちの命を守ることを最優先に考えたときに、大雨や大地震の際にも保育園等を開園し続けるべきなのでしょうか。

県内他市の臨時休園等のガイドライン作成状況では、県内４０市のうち１５市が作成済みであり、ガイドラインを作成している１５市のうち８市では臨時休園とあわせて、代替施設についても設定しています。

社会的要請の強いエッセンシャルワーカーなどが出勤できないといったことがあれば、その影響も大きく代替施設の設定は本市においても不可欠であると考えます。

Q：既にガイドラインが作成されている自治体において、災害時に代替施設を利用できる児童の条件はどのようになっているのか？

A：県内他市の臨時休園ガイドラインで定めている代替保育の主な対象者は、災害発生時においても業務を行わなければならない医療関係業務、自衛隊・行政・警察・消防・鉄道など社会の安定の維持に関する業務、インフラ業務、高齢者施設、障がい者施設等に従事している保護者の児童や、ひとり親家庭の児童を対象としています。

Q：本市で一時預かり保育が可能な保育園数と収容可能人数、そして利用までの流れは？

A：一時預かり保育を実施している保育園は、川越市保育ステーションでの２０名を含めて合計２４園、定員は概ね２０３名としており、対象児童は、原則、認可保育施設または幼稚園に在園する子どもを除く、市内在住の就学前までの子どもとなります。

利用手順は、希望する施設へ申請書及び理由や内容を証明する書類を提出し、面接を経て、利用開始日の１か月前から５日前までに利用の予約をする必要があります。

【ここがポイント②】

今後本市での臨時休園ガイドライン作成の際にも他市同様に代替保育の設定は必要不可欠であり、該当する児童数や保育園、保護者などの意見を聞きながら具体的に設定していかなければなりません。

災害はいつ発生するかわかりません。ある程度予測ができる台風であったとしても５日前にあらかじめ予約することは困難であり、現在の一時預かり保育利用の運用方法では、急な災害時に迅速に利用できません。そもそも保育園等に在籍している園児は利用できない現況であり、災害時に限っては運用を見直す必要があります。

ここで提言②！代替施設を含めた臨時休園ガイドライン作成を！

事故が起きて尊い命をなくしてからでは取り返しがつきません。

だからこそ、災害発生時や発生が予測される段階で子どもたちの命を守ることを最優先に臨時休園の判断をするということは非常に重要ではないでしょうか。

そして特に災害発生が予測される段階での大きな判断を各園に委ねるのは非常に難しいものであり、市として明確な判断基準を設定すべきだと考えます。

Q：緊急時の一時預かり保育可能な代替施設を、今後定める職種に限定して事前登録し、即日利用可能とすることをしっかりと盛り込んだ保育園等の臨時休園のガイドラインを早急に作成すべきであると考えるが、市の考えは？

A：保育園等につきましては、自然災害発生時においても保育を必要とする保護者がいることや、一人で家にいることができない年齢の子どもが利用していることを踏まえるとともに、緊急時の一時保育への対応を含め、臨時休園等のガイドライン策定について検討してまいりたい。